令和４年９月９日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

看護の処遇改善並びにオンライン資格確認の導入の原則義務化及び
これに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて今般、日本医師会より標記に関して連絡がありました。

令和４年８月 10 日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より諮問のありました「令和４年度診療報酬改定（看護の処遇改善）」並びに「医療ＤＸの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付け及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱い」に関しまして、「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出されました。

この答申を踏まえ、今般、関係省令・告示が公布され、併せて関係通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページ「令和４年度診療報酬改定について（10 月改定分）」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html）からもご確認いただけます。

また、本年 10 月１日より適用される看護の処遇改善に関しましては、新たに「看護職員処遇改善評価料」が創設されたものであり、当該点数を算定する医療機関につきましては、施設基準の届出が必要となります。当該届出は、令和４年 10 月 20 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月１日に遡って算定することができるものでありますので、届出漏れのないよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

さらに、オンライン資格確認の導入の原則義務付けにつきましては、令和５年４月１日より施行されるものであり、保険医療機関及び保険薬局は、患者の受診資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないことが、保険医療機関及び保険医療養担当規則等で規定されることとなります。（現在、紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関等は、例外とされます。）これにより、あらかじめ必要な体制を整備する必要があります。

オンライン資格確認の導入の原則義務化等を踏まえ、オンライン資格確認等システムを通じた患者情報等の活用に係る現行の評価「電子的保健医療情報活用加算」を廃止し、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算※」を新設し、令和４年 10 月１日より適用されます。

※ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算（１または２を算定する。）

１ 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 ４点

２ １であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 ２点

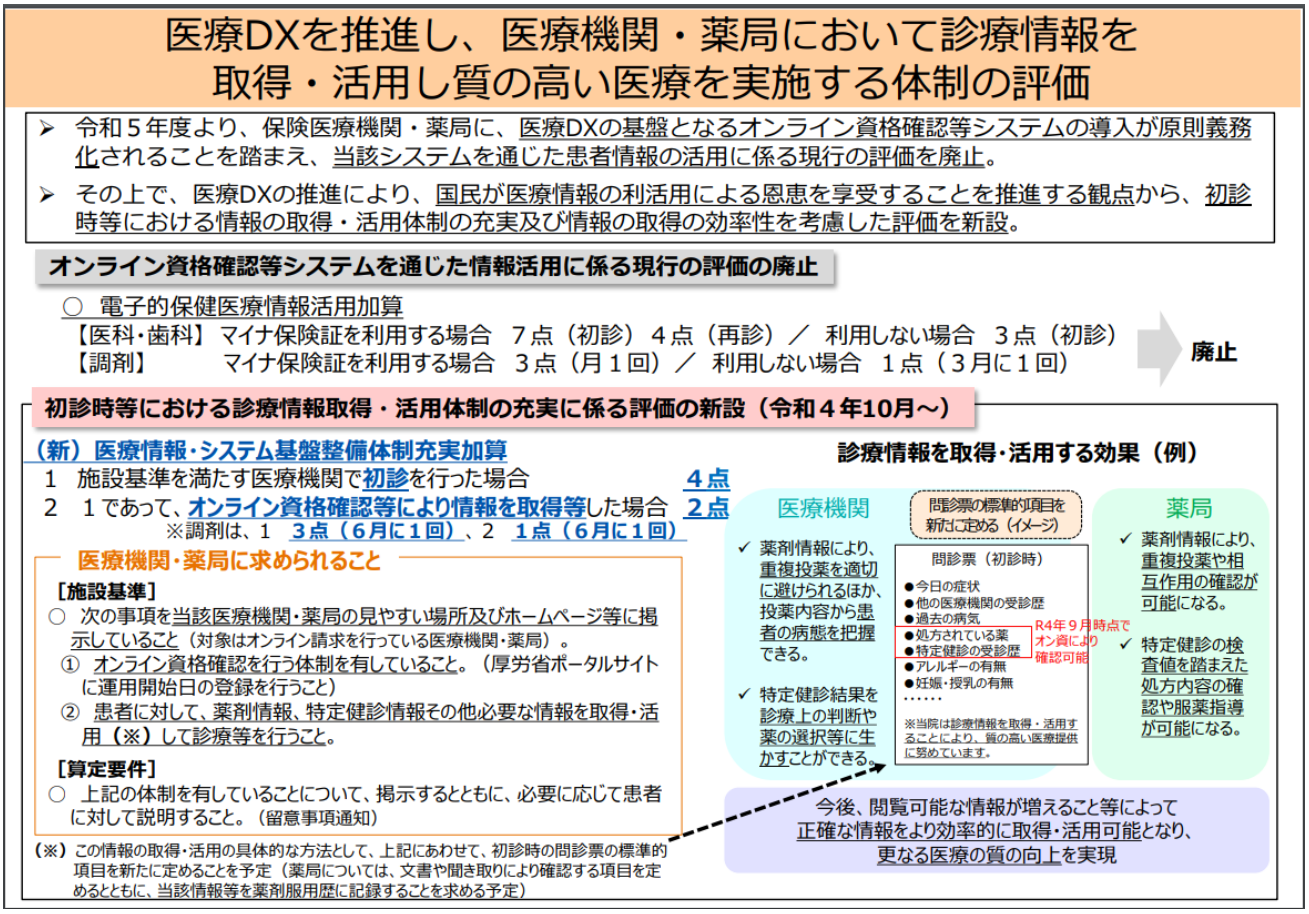

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：
大阪府医師会
保険医療課（電話 06-6763-7001）